

令和7年7月9日（水）
担当課：島根県総務部総務課私学・県立大学室
担当者：内田 誉文、小村 宗裕
電話：(0852) 22-5091, 5017

松江西高等学校における授業の一部不実施に対する行政指導について

松江西高等学校において、学校設定科目（※1）である「B T」（バイターン）（※2）の授業の一部不実施により単位修得ができない状況等について報告を求め、確認された事実を踏まえ、下記のとおり令和7年7月8日（火）付けて行政指導上の通知文書を発出しました。

記

1. 指導の対象者

- (1) 法人名 学校法人 永島学園
- (2) 代表者 理事長 永島 一雄
- (3) 住所 松江市上乃木3丁目21番10

2. 行政指導の内容

(1) 原因となる事実

- ・教育課程及び授業日時数を変更する場合は、県知事への届出義務が課されている。
- ・令和6年4月1日に届出のあった教育課程では、各学年とも学校設定科目「B T」を5単位に設定されているが、この教育課程が適用される令和6年度の1年生に対し、実際には当初から5単位分の授業を行う考えがなかったことが明らかとなった。（※3）
- ・また、松江西高校における令和6年度の教諭等の数が、学校教育法に基づく高等学校設置基準で必要とされる人数である19人を下回る16人となっていた。

なお、令和7年度から収容定員の引き下げを行うことで基準上の必要人数が15人となり、令和7年5月1日時点での実際の配置が15人と、結果的に基準を満たす状態にある。

(2) 指導内容

- ・令和7年6月2日付けの報告書に「県に届け出たカリキュラムや時間割を変更する必要が生じた場合には、必ず事前に県へ報告して相談する」とあるが、今後は変更の有無にかかわらず、次年度の時間割と各授業を受け持つ教員名が分かる資料を、遅くとも毎年3月18日までに県に報告すること。
- ・また、教育課程及び授業日時数を変更しようとする場合は、あらかじめ生徒・保護者に対して説明を行い、県へ速やかに説明日時・内容・方法及びその結果を報告すること。

(3) 留意事項

- ・期限までに必要な報告がない場合、私立学校法第136条に基づく報告徴収を検討する。
- ・今後、届出のあった教育課程どおりの授業が実施されていないことが判明した場合や、教諭等の数が高等学校設置基準を下回る場合など、法令が遵守されない事態が生じた場合、同法第133条に基づく措置命令を検討する。

※1 学校設定科目とは

国語や数学等の教科とは別に学校が定める科目

※2 「B T」（バイターン）とは

職業教育や企業の社長の講演、協力企業の動画視聴、企業訪問、無償の就業体験などを行う授業

※3 結果として、3単位分の授業を行われた